[事案 2022-248] 新契約取消請求

• 令和 6 年 1 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年に代理店を通じて契約した逓増定期保険について、以下等の理由により、契約を 取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)長男の交通事故で保険金を受領したが、長期に渡って高額の金員を預かることに不安を感じていたところ、母を介し、募集人から本契約の勧誘を受けた。
- (2) 募集人は、約1100万円の保険料を5年間支払えば、6年後には、解約返戻金が支払保険料の100%以上になるので、定期預金より利率が高いと説明した。設計書に記載されている解約返戻金の表では、6年後に100%以上になっていないことを指摘したところ、募集人は、6年後に解約する月で金額は違うが、100%以上になると説明した。
- (3)保険料は合計 5500 万円が限度で、それ以上は支払うことができないことを募集人に何度も説明した。
- (4) 当時、無職であったため、告知書の職業欄や年収欄の記入方法について募集人に尋ねたところ、両親が経営している建設会社を記載するよう指示された。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の設計書には、経過年数6年で返戻率が99.9%と記載されている一方、経過年数7年では101.1%と記載されており、募集人は、設計書を示しながら、保険加入後6年を経過した後に解約返戻金の返戻率が100%を超える旨の説明を行った。
- (2) 申立人と募集人との間で、保険料をひとまず 5 年間は支払うこととし、5 年経過以降の保険料については、またその時に検討することとなった。そのため、募集人は、保険料を 5 年間支払った後、払済保険とした場合の解約返戻金について説明をした。
- (3)募集人は、申立人は両親が経営する建設会社に勤務していると認識していたため、事前準備として、申込手続に使用するタブレット上の職業入力箇所に、建設会社に勤務していることが表示されるようにし、年収についても 701 万円から 1000 万円程度であろうと考え設定しておいた。募集人は申立人に入力内容を確認してもらったが、職業や年収について事実と異なる旨の申し出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。